

福岡市 児童福祉施設 監査基準

利 用 者 処 遇

—福祉型障がい児入所施設—

福岡市こども未来局

目 次

	ページ
第1 一般原則	3
第2 運営に関する基準.....	4
第3 変更の届出等	19
第4 利用者預り金の状況	20
第5 遺留金品等の状況.....	21
第6 就学の状況給食の状況	21
第7 障がい児入所給付費の算定及び取扱い	20

凡 例

根拠法令等については下記の通り省略する。

◎児童福祉法（昭和22年法律第164号）……児福法

◎児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚生労働省令第11号）……児福法施行規則

◎児童福祉法施行令（昭和23年3月31日政令第74号）……児福法施行令

◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）……児最低基準

◎児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年2月3日厚生労働省令第16号) ……平24厚令16

◎児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発第0330第13号）……障発033013通知

~~◎児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第123号）……平24厚劳告123~~

~~◎児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発第0330第16号）……障発033016通知~~

第1 一般原則

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考
第1 一般原則	<p>(1) 入所給付決定保護者及び障がい児の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画（入所支援計画）及び障がい児（15歳以上の障がい児に限る。）が障がい福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（「移行支援計画」）を作成し、これに基づき障がい児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障がい児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しているか。</p> <p>(2) 障がい児の意思及び人格を尊重して、常に当該障がい児の立場に立った指定入所支援の提供に努めているか。</p> <p>(3) 地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障がい福祉サービス事業者等、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。</p> <p>(4) 障がい児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</p>	<p>平24厚令16第3条第1項</p> <p>平24厚令16第3条第2項</p> <p>平24厚令16第3条第3項</p> <p>平24厚令16第3条第4項</p>	

第2 運営に関する基準

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考
第2 運営に関する基準			
1 内容及び手続の説明及び同意	<p>(1) 指定福祉型障がい児入所施設は、入所給付決定保護者が指定入所支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定入所支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>（提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定福祉型障がい児入所施設の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等の利用申込者が施設を選択するために必要な重要事項について、障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮を心がけ、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該利用申込者の同意を得なければならない。）</p> <p>(2) 利用者との間で当該指定入所支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該施設の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ② 当該施設の経営者が提供する指定入所支援の内容 ③ 当該指定入所支援の提供につき入所給付決定保護者が支払うべき額に関する事項 ④ 指定入所支援の提供開始年月日 ⑤ 指定入所支援に係る苦情を受け付けるための窓口 <p>を記載した書面を交付しているか。</p> <p>また、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、利用者の承諾を得ているか。</p>	<p>平24厚令16第6条第1項</p> <p>障発033013通知 第三(1)</p> <p>平24厚令16第6条第2項</p>	
2 提供拒否の禁止	<p>指定福祉型障がい児入所施設は、正当な理由なく指定入所支援の提供を拒んでいないか。</p> <p>（提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは、①利用定員を超える利用申込みがあった場合、②入院治療の必要がある場合、③当該施設が提供する指定入所支援の主たる対象とする障がいの種類が異なる場合、その他障がい児に対し自ら適切な指定入所支援を提供することが困難な場合等）</p>	<p>平24厚令16第7条</p> <p>障発033013通知 第三(1)</p>	
3 あっせん、調整及び要請に対する協力	<p>指定福祉型障がい児入所施設は、指定入所支援の利用について都道府県が行うあっせん、調整及び要請に対し、可能な限り協力しているか。</p>	<p>平24厚令16第8条</p>	
4 サービス提供困難時の対応	<p>指定福祉型障がい児入所施設は、障がい児が入院治療を必要とする場合その他障がい児に対し自ら適切な便宜を提供することが困難であると認めた場合は、病院又は診療所の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>平24厚令16第9条</p>	
5 受給資格の確認	<p>指定福祉型障がい児入所施設は、指定入所支援の開始に際し、入所給付決定保護者の提示する入所受給者証によって、入所給付決定の有無、給付決定期間等を確認しているか。</p>	<p>平24厚令16第10条</p>	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考
6 障がい児入所給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定福祉型障がい児入所施設は、入所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障がい児入所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	平24厚令16第11条第1項	
7 心身の状況等の把握	(2) 指定福祉型障がい児入所施設は、入所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定期間の終了に伴う障がい児入所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 指定福祉型障がい児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、障がい児の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平24厚令16第11条第2項 平24厚令16第12条	
8 居住地の変更が見込まれる者への対応	指定福祉型障がい児入所施設は、入所給付決定保護者の居住地の変更が見込まれる場合においては、速やかに当該入所給付決定保護者の居住地の都道府県に連絡しているか。	平24厚令16第13条	
9 入退所の記録の記載等	(1) 指定福祉型障がい児入所施設は、入所又は退所に際しては、当該指定福祉型障がい児入所施設の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下「入所受給者証記載事項」という。）を、入所給付決定保護者の入所受給者証に記載しているか。 (2) 指定福祉型障がい児入所施設は、入所受給者証記載事項を遅滞なく都道府県に対し、報告しているか。 (3) 指定福祉型障がい児入所施設は、入所している障がい児の数の変動が見込まれる場合において、速やかに都道府県に報告しているか。	平24厚令16第14条第1項 平24厚令16第14条第2項 平24厚令16第14条第3項	
10 サービスの提供の記録	(1) 指定福祉型障がい児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、入所支援の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項等を記録しているか。 (2) 指定福祉型障がい児入所施設は、(1)の規定による記録に際しては、入所給付決定保護者から指定入所支援の提供を受けたことについて確認を受けているか。	平24厚令16第15条第1項 障発 033013 通知 第三 3(10) 平24厚令16第15条第2項	
11 指定福祉型障がい児入所施設が保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 指定福祉型障がい児入所施設が入所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接入所給付決定に係る障がい児の便益を向上させるものであって、当該入所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 (2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに入所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該入所給付決定保護者に対し説明を行い、その同意を得ているか。（ただし、次の12「入所利用者負担額の受領」の(1)から(3)までに規定する支払については、この限りでない。）	平24厚令16第16条第1項 平24厚令16第16条第2項	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考
12入所利用者負担額の受領	<p>(1) 指定福祉型障がい児入所施設は、法定代理受領を行う指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定福祉型障がい児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額の支払いを受けているか。</p> <p>(3) 指定福祉型障がい児入所施設は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの支払を入所給付決定保護者から受けているか。 ① 食事の提供に要する費用及び光熱水費（厚生労働大臣が定めるところによる。） ② 日用品費 ③ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>(4) 指定福祉型障がい児入所施設は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定福祉型障がい児入所施設は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該入所給付決定保護者の同意を得ているか。</p>	<p>平24厚令16第17条第1項</p> <p>平24厚令16第17条第2項</p> <p>平24厚令16第17条第3項</p> <p>平24厚令16第17条第4項 平24厚告231</p> <p>平24厚令16第17条第5項</p>	
13入所利用者負担額に係る管理	<p>指定福祉型障がい児入所施設は、障がい児が同一の月に当該指定福祉型障がい児入所施設が提供する指定入所支援及び他の指定障がい児入所施設等が提供する指定入所支援を受けた場合において、入所利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該指定福祉型障がい児入所施設は、これらの指定入所支援の状況を確認の上、入所利用者負担額合計額を都道府県に報告するとともに、入所給付決定保護者及び当該他の指定入所支援を提供した指定障がい児入所施設等に通知しているか。</p>	平24厚令16第18条	
14障がい児入所給付費等の額に係る通知等	<p>(1) 指定福祉型障がい児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障がい児入所給付費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障がい児入所給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定福祉型障がい児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の支払を受けた場合は、当該指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に対して交付しているか。</p>	<p>平24厚令16第19条第1項</p> <p>平24厚令16第19条第2項</p>	
15指定入所支援の取扱方針	<p>(1) 指定福祉型障がい児入所施設は、入所支援計画及び移行支援計画に基づき、障がい児の心身の状況等に応じて、当該障がい児の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。</p>	平24厚令16第20条第1項	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考
16入所支援計画の作成等	<p>(2) 指定福祉型障がい児入所施設は、できる限り障がい児を良好な家庭的環境において指定入所支援を行うよう努めているか。</p> <p>(3) 指定福祉型障がい児入所施設は、障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮を行っているか。</p> <p>(4) (2) 指定福祉型障がい児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所給付決定保護者及び障がい児に対し、入所支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(5) (3) 指定福祉型障がい児入所施設は、自ら提供する指定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p><入所支援計画の作成></p> <p>(1) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障がい児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて当該入所給付決定保護者及び障がい児の希望する生活並びに課題等の把握（アセスメント）を行うとともに行い、障がい児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう当該障がい児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、当該入所給付決定保護者及び障がい児に面接して行っているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該入所給付決定保護者及び障がい児に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討の結果に基づき、当該入所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向、障がい児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定入所支援の具体的な内容、指定入所支援を提供する上での留意事項その他必要事項を記載した入所支援計画の原案を作成しているか。</p> <p>(4) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障がい児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障がい児に対する指定入所支援の提供に係る当該児童発達支援管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議（テレビ電話等の活用可）を開催し、入所支援計画の原案の内容について意見を求めているか。</p> <p>(5) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、入所給付決定保護者及び障がい児に対し、当該入所支援計画について説明し、文書により同意を得ているか。</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成した際には、当該入所支援計画を入所給付決定保護者に交付しているか。</p> <p>(7) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成後、入所支援計画の実施状況の把握（障がい児についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、障がい児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、入所支援計画の見直しを行い、必要に応じて入所支援計画の変更を行っているか。</p> <p>(8) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に入所給付決定保護者及び障がい児に面接すること。 ② 定期的モニタリングの結果を記録すること。</p> <p>(9) (1)から(6)の規定は(7)に規定する入所支援計画の変更について準用しているか。</p>	<p>平24厚令16第20条第2項</p> <p>平24厚令16第20条第3項</p> <p>平24厚令16第20条第42項 障発033013通知 第三3(15)②</p> <p>平24厚令16第20条第53項</p> <p>平24厚令16第21条第2項</p> <p>平24厚令16第21条第3項</p> <p>平24厚令16第21条第4項</p> <p>平24厚令16第21条第5項</p> <p>平24厚令16第21条第6項</p> <p>平24厚令16第21条第7項</p> <p>平24厚令16第21条第8項</p> <p>平24厚令16第21条第9項</p> <p>平24厚令16第21条第10項</p>	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考
16の2 移行支援計画の作成等	<p><入所支援計画の変更></p>		
	<p>(9) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の変更にあたっては、適切な方法により、障がい児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて当該入所給付決定保護者及び障がい児の希望する生活並びに課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、障がい児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう当該障がい児の発達を支援する上での適切な支援内容変更の検討をしているか。</p>	平24厚令16第21条第10項 同条第2項準用	
	<p>(10) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントにあたっては、当該入所給付決定保護者及び障がい児に面接して行っているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該入所給付決定保護者及び障がい児に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p>	平24厚令16第21条第10項 同条第3項準用	
	<p>(11) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容変更の検討結果に基づき、当該入所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向、障がい児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定入所支援の具体的な内容、指定入所支援を提供する上での留意事項その他必要事項を記載した入所支援計画の変更案を作成しているか。</p>	平24厚令16第21条第10項 同条第4項準用	
	<p>(12) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の変更にあたっては、障がい児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障がい児に対する指定入所支援の提供に係る当該児童発達支援管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議（テレビ電話等の活用可）を開催し、入所支援計画の変更案の内容について意見を求めているか。</p>	平24厚令16第21条第10項 同条第5項準用	
	<p>(13) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の変更にあたっては、入所給付決定保護者及び障がい児に対し、当該入所支援計画の変更について説明し、文書により同意を得ているか。</p>	平24厚令16第21条第10項 同条第6項準用	
	<p>(14) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を変更した際には、当該入所支援計画を入所給付決定保護者に交付しているか。</p>	平24厚令16第21条第10項 同条第7項準用	
	<p><移行支援計画の作成></p>		
	<p>(1) 指定福祉型障がい児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に15歳以上の障がい児の移行支援に係る個別の計画（以下「移行支援計画」という。）の作成に関する業務を担当しているか。</p>	平24厚令16第21条の2第1項	
	<p>(2) 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成にあたっては、適切な方法により、障がい児について、アセスメントを行い、障がい福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営み、自立した日常生活又は社会生活への移行を支援する上での適切な支援内容の検討を行っているか。</p>	平24厚令16第21条の2第2項	
	<p>(3) 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障がい児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障がい児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行っているか。</p>	平24厚令16第21条の2第3項	

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考
	<p>(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討の結果に基づき、当該入所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向、障がい児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、移行支援の具体的な内容、指定入所支援を提供する上での留意事項その他必要事項を記載した移行支援計画の原案を作成しているか。</p> <p>(5) 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、障がい児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障がい児に対する移行支援の提供に係る当該児童発達支援管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議（テレビ電話等の活用可）を開催し、移行支援計画の原案の内容について意見を求めているか。</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、入所給付決定保護者及び障がい児に対し、当該移行支援計画について説明し、文書により同意を得ているか。</p> <p>(7) 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画を作成した際には、当該移行支援計画を入所給付決定保護者に交付しているか。</p> <p>(8) 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障がい児についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、障がい児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行っているか。</p> <p><移行支援計画の変更></p> <p>(9) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討の結果に基づき、当該入所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向、障がい児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、移行支援の具体的な内容、指定入所支援を提供する上での留意事項その他必要事項を記載した移行支援計画変更の原案を作成しているか。</p> <p>(10) 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の変更にあたっては、障がい児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障がい児に対する移行支援の提供に係る当該児童発達支援管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議（テレビ電話等の活用可）を開催し、移行支援計画変更の原案の内容について意見を求めているか。</p> <p>(11) 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の変更にあたっては、入所給付決定保護者及び障がい児に対し、当該移行支援計画の変更について説明し、文書により同意を得ているか。</p> <p>(12) 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画を変更した際には、当該移行支援計画を入所給付決定保護者に交付しているか。</p> <p>(13) 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の変更後、移行支援計画の実施状況の把握（障がい児についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、障がい児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行っているか。</p> <p>(14) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントにあたっては、当該入所給付決定保護者及び障がい児に面接して行っているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該入所給付決定保護者及び障がい児に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(15) 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の変更にあたっては、適切な方法により、障がい児について、アセスメントを行い、障がい福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営み、自立した日常生活又は社会生活への移行を支援する上での適切な支援内容の検討を行っているか。</p>	<p>平24厚令16第21条の2第4項 同第21条第4項準用</p> <p>平24厚令16第21条の2第4項 同第21条第5項準用</p> <p>平24厚令16第21条の2第4項 同第21条第6項準用</p> <p>平24厚令16第21条の2第4項 同第21条第7項準用</p> <p>平24厚令16第21条の2第4項 同第21条第8項準用</p> <p>平24厚令16第21条の2第5項 同第21条第4項準用</p> <p>平24厚令16第21条の2第5項 同第21条第5項準用</p> <p>平24厚令16第21条の2第5項 同第21条第6項準用</p> <p>平24厚令16第21条の2第5項 同第21条第7項準用</p> <p>平24厚令16第21条の2第5項 同第21条第8項準用</p> <p>平24厚令16第21条の2第5項 同第21条第10項準用</p> <p>平24厚令16第21条の2第5項 第21条の2第2項準用</p>	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考
17 児童発達支援管理責任者の責務	<p>(1) 児童発達支援管理責任者は、16及び16の2に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>① 18に規定する検討及び必要な援助並びに19の相談及び援助を行うこと。</p> <p>② 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めているか。</p>	平24厚令16第22条	
18 検討等	<p>指定福祉型障がい児入所施設は、障がい児について、その心身の状況に照らし、指定通所支援、指定障がい福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障がい児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障がい児に対し、当該入所給付決定保護者及び障がい児の希望等を勘案し、必要な援助を行っているか。</p>	平24厚令16第23条	平24厚令16第22条の2
19 相談及び援助	<p>指定福祉型障がい児入所施設は、常に障がい児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障がい児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	平24厚令16第24条	
20 指導、訓練等	<p>(1) 指定福祉型障がい児入所施設は、障がい児の心身の状況に応じ、障がい児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、必要な技術をもって支援指導、訓練等を行っているか。</p> <p>(2) 指定福祉型障がい児入所施設は、児童が日常の起居の間に、当該福祉型障がい児入所施設を退所した後、できる限り社会に適応するよう生活指導を行っているか。</p> <p>(3) 指定福祉型障がい児入所施設は、障がい児が日常生活における必要な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行っているか。</p> <p>(4) 指定福祉型障がい児入所施設は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により学習指導を行っているか。</p> <p>(5) 指定福祉型障がい児入所施設は、児童の適性に応じ、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるよう職業指導を行っているか。</p> <p>(6) (1)のほか、指定福祉型障がい児入所施設は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じ行う実習、講習等の支援により職業指導を行っているか。</p> <p>(7) 指定福祉型障がい児入所施設は、障がい児の適性に応じ、当該障がい児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援指導、訓練等を行っているか。</p> <p>(8) 指定福祉型障がい児入所施設は、常時一人以上の従業者を支援指導、訓練等に従事させているか。</p> <p>(9) 指定福祉型障がい児入所施設は、障がい児に対して、当該障がい児に係る入所給付決定保護者の負担により、指定福祉型障がい児入所施設の従業者以外の者による支援指導、訓練等を受けさせていないか。</p>	<p>平24厚令16第25条第1項</p> <p>最低基準第50条第1項</p> <p>平24厚令16第25条第2項</p> <p>児最低基準第50条第2項（第45条第2項準用）</p> <p>児最低基準第51条第1項</p> <p>児最低基準第51条第2項（第45条第3項準用）</p> <p>平24厚令16第25条第3項</p> <p>平24厚令16第25条第4項</p> <p>平24厚令16第25条第5項</p>	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考				
21 食事	(1) 食事は施設内で調理しているか。 (2) 献立は、できる限り、変化に富み、障がい児の健全な発育に必要な栄養量を含有しているか。 (3) 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障がい児の身体的状況及び嗜好を考慮したものであるか。 (4) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。 (5) 障がい児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。	児最低基準第11条第1項 児最低基準第11条第2項 平24厚令16第26条第1項 児最低基準第11条第3項 平24厚令16第26条第2項 児最低基準第11条第4項 平24厚令16第26条第3項 児最低基準第11条第5項 平24厚令16第26条第4項					
22 社会生活上の便宜の供与等	(1) 指定福祉型障がい児入所施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障がい児のためのレクリエーション行事を行っているか。 (2) 指定福祉型障がい児入所施設は、障がい児が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、当該障がい児又はその家族が行うことが困難である場合は、入所給付決定保護者の同意を得て当該障がい児又はその家族に代わってこれを行っているか。 (3) 指定福祉型障がい児入所施設は、常に障がい児の家族との連携を図るとともに、障がい児とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	平24厚令16第27条第1項 平24厚令16第27条第2項 平24厚令16第27条第3項					
23 健康管理	(1) 指定福祉型障がい児入所施設は、常に障がい児の健康の状況に注意するとともに、入所した障がい児に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行っているか。 (2) 指定福祉型障がい児入所施設は、(1)にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障がい児入所施設は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しているか。 <table border="1" data-bbox="450 1070 1375 1161"> <tr> <td>児童相談所等における障がい児の入所前の健康診断</td> <td>入所した障がい児に対する障がい児の入所時の健康診断</td> </tr> <tr> <td>障がい児が通学する学校における健康診断</td> <td>定期の健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> </table> (3) 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障がい児入所施設においては、入所時の健康診断に当たり、特に盲ろうあの原因及び機能障がいの状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。 (4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障がい児入所施設においては、入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障がいの原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するかどうかを考慮しなければならない。 (5) 指定福祉型障がい児入所施設の従業者の健康診断に当たっては、特に障がい児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払っているか。	児童相談所等における障がい児の入所前の健康診断	入所した障がい児に対する障がい児の入所時の健康診断	障がい児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断	平24厚令16第28条第1項 平24厚令16第28条第2項 児最低基準第56条第1項 児最低基準第56条第2項 平24厚令16第28条第3項	
児童相談所等における障がい児の入所前の健康診断	入所した障がい児に対する障がい児の入所時の健康診断						
障がい児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断						

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考
24緊急時等の対応	指定福祉型障がい児入所施設の従業者は、現に指定入所支援の提供を行っているときに障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	平24厚令16第29条	
25障がい児の入院中の取扱い	指定福祉型障がい児入所施設は、障がい児について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であつて、入院後おおむね3か月以内に退院することが見込まれるときは、当該障がい児及び当該障がい児に係る入所給付決定保護者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び指定福祉型障がい児入所施設に円滑に入所することができるようにしているか。	平24厚令16第30条	
26給付金として支払を受けた金銭の管理	指定福祉型障がい児入所施設は、指定福祉型障がい児入所施設の設置者が障がい児に係る給付金の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次により管理しているか。 ① 障がい児に係る金銭及びこれに準ずるものをその他の財産と区分すること。 ② 障がい児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。 ③ 障がい児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。 ④ 障がい児が退所した場合には、速やかに、障がい児に係る金銭を当該障がい児に取得させること。	平24厚令16第31条 平24厚告305	
27入所給付決定保護者に関する都道府県への通知	指定福祉型障がい児入所施設は、指定入所支援を受けている障がい児に係る入所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障がい児入所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を都道府県に通知しているか。	平24厚令16第32条	
28運営規程	指定福祉型障がい児入所施設は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 ① 施設の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 入所定員 ④ 指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 ⑤ 施設の利用に当たっての留意事項 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 非常災害対策 ⑧ 主として入所させる障がい児の障がいの種類 ⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑩ その他施設の運営に関する重要事項	平24厚令16第34条	
29勤務体制の確保等	(1) 指定福祉型障がい児入所施設は、障がい児に対し、適切な指定入所支援を提供できるよう、指定福祉型障がい児入所施設ごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との業務関係等を明確にする等、従業者の勤務体制を定めているか。 (2) 指定福祉型障がい児入所施設は、指定福祉型障がい児入所施設の従業者によって指定入所支援を提供しているか。（ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者等への委託を行うことを認める。） (3) 指定福祉型障がい児入所施設は、従業者の資質の向上のために、研修機関が実施する研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。 (4) 指定福祉型障がい児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当の範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	平24厚令16第35条第1項 障発033013通知 第三3(30)① 平24厚令16第35条第2項 障発033013通知 第三3(30)② 平24厚令16第35条第3項 障発033013通知 第三3(30)③ 平24厚令16第35条第4項 障発033013通知 第三3(30)④	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考
29の2業務継続計画の策定等	<p>(1) 指定福祉型障がい児入所施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。（令和6年3月31日までは努力義務）</p> <p>(2) 指定福祉型障がい児入所施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>(3) 指定福祉型障がい児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>平24厚令16第35条の2第1項 障発033013通知 第三3(31)</p> <p>平24厚令16第35条の2第2項</p> <p>平24厚令16第35条の2第3項</p>	
30定員の遵守	<p>指定福祉型障がい児入所施設は、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させていないか。 （原則として、利用定員を超えた障がい児の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた障がい児の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等からやむを得ない事情が存在する場合に限り、可能とする。）</p> <p>① 一日当たりの障がい児の数 ア 利用定員50人以下の場合 1日の障がい児の数が、利用定員に100分の110を乗じて得た数以下となっていること。 イ 利用定員51人以上の場合 1日の障がい児の数が、利用定員に当該利用定員から50を差し引いた数に100分の5を乗じて得た数に、5を加えた数を加えて得た数以下となっていること。 ② 過去3か月間の障がい児の数 直近の過去3か月間の障がい児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に、100分の105を乗じて得た数以下となっていること。</p>	<p>平24厚令16第36条</p>	
31非常災害対策	<p>(1) 指定福祉型障がい児入所施設は、消化設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しているか。</p> <p>(2) 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせているか。</p> <p>(3) 指定福祉型障がい児入所施設は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあつては毎月一回、救出その他必要な訓練にあつては定期的に行っているか。</p> <p>(4) 指定福祉型障がい児入所施設は、(3)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めているか。</p>	<p>平24厚令16第37条第1項</p> <p>障発033013通知 第三3(33)③</p> <p>平24厚令16第37条第2項 児最低基準第6条の2第2項</p> <p>平24厚令16第37条第3項</p>	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考
32衛生管理等	<p>(1) 指定福祉型障がい児入所施設は、障がい児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 指定福祉型障がい児入所施設は、指定福祉型障がい児入所施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催すること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。また、その結果について、従業者に十分に周知すること。 イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ウ 従業者に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を実施すること。また、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</p> <p>(3) 指定福祉型障がい児入所施設は、次の点に留意しているか。 ア 感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。 イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これにも基づき適切な措置を講じること。 ウ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p> <p>(4) 指定福祉型障がい児入所施設は、障がい児の希望等を勘案し、適切な方法により、障がい児を入浴させ又は清しきしているか、 入浴の実施に当たっては、障がい児の心身の状況や自立支援を踏まえ、また事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど障がい児の清潔保持に努めているか。</p>	<p>平24厚令16第38条第1項</p> <p>平24厚令16第38条第2項</p> <p>障発033013通知 第三3(34)①</p> <p>平24厚令16第38条第3項 障発033013通知 第三3(34)③</p>	
33協力医療機関	<p>(1) 指定福祉型障がい児入所施設は、障がい児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。</p> <p>(2) 指定福祉型障がい児入所施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。</p> <p>(3) 指定福祉型障がい児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において単に「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症(次項において「新興感染症」と総称する。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めているか。</p> <p>(4) (1)の規定により指定福祉型障がい児入所施設が定めた協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該指定福祉型障がい児入所施設は、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。</p>	<p>平24厚令16第39条第1項</p> <p>平24厚令16第39条第2項</p> <p>平24厚令16第39条第3項</p> <p>平24厚令16第39条第4項</p>	
34掲示	<p>指定福祉型障がい児入所施設は、指定福祉型障がい児入所施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定福祉型障がい児入所施設は、これらの事項を記載した書面を当該指定福祉型障がい児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。</p>	<p>平24厚令16第40条第1項、 第2項</p>	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考
35身体的拘束等の禁止	<p>(1) 指定福祉型障がい児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、障がい児又は他の障がい児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障がい児の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていないか。</p> <p>(2) 指定福祉型障がい児入所施設は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の障がい児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 指定福祉型障がい児入所施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ア 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催すること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 また、その結果について、従業者に十分に周知すること。 イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ウ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>	<p>平24厚令16第41条第1項</p> <p>平24厚令16第41条第2項</p> <p>平24厚令16第41条第3項</p>	
36虐待等の禁止	<p>(1) 指定福祉型障がい児入所施設の従業者は、障がい児に対し、児福法第33条の10各号及び児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他当該障がい児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p> <p>(2) 指定福祉型障がい児入所施設は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ア 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催すること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。また、その結果について、従業者に十分に周知すること。 イ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ウ ア及びイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>平24厚令16第42条第1項</p> <p>平24厚令16第42条第2項</p>	
37懲戒に係る権限の濫用の禁止	<p>指定福祉型障がい児入所施設の管理者は、障がい児に対し児福法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関し当該障がい児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用していないか。</p>	<p>平24厚令16第43条</p>	
38秘密保持等	<p>(1) 指定福祉型障がい児入所施設の従業者及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定福祉型障がい児入所施設は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定福祉型障がい児入所施設は、指定障がい児通所支援事業者、指定障がい福祉サービス事業者等その他の福祉サービス提供する者等に対して、障がい児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意（サービス提供開始時に支給決定入所給付決定保護者等から包括的な同意を得ておくことで足りる）を得ているか。</p>	<p>平24厚令16第44条第1項</p> <p>平24厚令16第44条第2項</p> <p>平24厚令16第44条第3項 障発033013通知 第三3(40)③</p>	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考
39情報の提供等	<p>(1) 指定福祉型障がい児入所施設は、指定福祉型障がい児入所施設に入所しようとする障がい者が、適切かつ円滑に利用することができるように、指定福祉型障がい児入所施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定福祉型障がい児入所施設は、指定福祉型障がい児入所施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>平24厚令16第45条第1項</p> <p>平24厚令16第45条第2項</p>	
40利益供与等の禁止	<p>(1) 指定福祉型障がい児入所施設は、障がい児相談支援事業者等、障がい福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、障がい児又はその家族に対して当該指定福祉型障がい児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定福祉型障がい児入所施設は、障がい児相談支援事業者等、障がい福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、障がい児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受していないか。</p>	<p>平24厚令16第46条第1項</p> <p>平24厚令16第46条第2項</p>	
41苦情解決	<p>(1) 指定福祉型障がい児入所施設は、障がい児又は入所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの指定入所支援に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。（当該措置の概要については、入所給付決定保護者等にサービスの内容を説明する文書に記載し、当該施設に掲示することが望ましい。）</p> <p>(2) 指定福祉型障がい児入所施設は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定福祉型障がい児入所施設は、その提供した指定入所支援に関し、児福法第24条の15第1項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定福祉型障がい児入所施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、障がい児又は入所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力し、当該都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定福祉型障がい児入所施設は、都道府県知事からの求めがあったときは、(3)の改善の内容を都道府県知事に報告しているか。</p> <p>(5) 指定福祉型障がい児入所施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせん可能な限り協力しているか。</p>	<p>平24厚令16第47条第1項 障発033013通知 第三3(42)①</p> <p>平24厚令16第47条第2項</p> <p>平24厚令16第47条第3項</p> <p>平24厚令16第47条第4項</p> <p>平24厚令16第47条第5項</p>	
42地域との連携等	<p>指定福祉型障がい児入所施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>平24厚令16第48条 障発033013通知 第三3(43)</p>	

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考
43事故発生時の対応	<p>(1) 指定福祉型障がい児入所施設は、障がい児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、当該障がい児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定福祉型障がい児入所施設は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定福祉型障がい児入所施設は、障がい児に対する指定入所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>平24厚令16第49条第1項</p> <p>平24厚令16第49条第2項</p> <p>平24厚令16第49条第3項</p>	
44心理学的及び精神医学的診査	<p>主として知的障がいのある児童を入所させる福祉型障がい児入所施設において、入所している児童を適切に保護するため、随時心理学的及び精神医学的診査を行っているか。 ただし、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。</p>	<p>児最低基準第55条</p>	
45保護者等との連絡	<p>福祉型障がい児入所施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導、学習指導及び職業指導につき、その協力を求めているか。</p>	<p>児最低基準第54条</p>	
46児童と起居を共にする職員	<p>福祉型障がい児入所施設（主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障がい児入所施設を除く。）の長は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも一人を児童と起居を共にさせているか。</p>	<p>児最低基準第53条 （第46条準用）</p>	

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考
47会計の区分	指定福祉型障がい児入所施設は、当該指定福祉型障がい児入所施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	平24厚令16第50条	
48記録の整備	<p>(1) 指定福祉型障がい児入所施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定福祉型障がい児入所施設は、障がい児に対する指定入所支援の提供に関する諸記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から5年間保存しているか。</p> <p>① 入所支援計画 ② 10(1)に規定する提供した指定入所支援に係る必要な事項の提供の記録 ③ 27の規定による都道府県への通知に係る記録 ④ 35(2)に規定する身体拘束等の記録 ⑤ 41(2)に規定する苦情の内容等の記録 ⑥ 43(2)に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>平24厚令16第51条第1項</p> <p>平24厚令16第51条第2項 平24厚令16第58条第1項</p>	
49電磁的記録等	<p>(1) 指定障がい児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（9の(1)の受給者証記載事項又は5の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。</p> <p>(2) 指定障がい児入所施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（交付等）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障がい児又は入所給付決定保護者である場合には当該障がい児又は当該入所給付決定保護者に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。</p>	平24厚令16第58条第2項	

第3 変更の届出等

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考
<p>第3 変更の届出等</p> <p>1 変更の届出</p> <p>2 業務管理体制の整備</p>	<p>指定福祉型障がい児入所施設の設置者は、設置者の住所その他児童福祉法施行規則で定める事項に変更があったときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>※ 指定福祉型障がい児入所施設の事業者が変更の届出を要する事項</p> <p>① 施設の名称及び所在地</p> <p>② 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>③ 設置者の登記事項証明書又は条例等 （ただし、当該事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧できる場合は不要。）</p> <p>④ 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要</p> <p>⑤ 施設の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、経歴及び住所</p> <p>⑥ 運営規程</p> <p>⑦ 当該申請に係る事業に係る障がい児入所給付費の請求に関する事項</p> <p>(1) 指定障がい児入所施設の設置者は、障がい児の人格を尊重するとともに、児福法又は児福法に基づく命令を遵守し、障がい児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行するために、次に掲げる事項につき業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている施設の数が1以上20未満の指定障がい児入所施設 （ア）法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（法令遵守責任者）の選任</p> <p>イ 指定を受けている施設の数が20以上100未満の指定障がい児入所施設 （ア）法令遵守責任者の選任 （イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること</p> <p>ウ 指定を受けている施設の数が100以上の指定障がい児入所施設 （ア）法令遵守責任者の選任 （イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること （ウ）業務執行の状況の監査を定期的に行うこと</p> <p>(2) 指定障がい児入所施設等の設置者は、都知事に対し、業務管理体制の整備に関する次の事項を遅滞なく届け出ているか。（当該指定に係る施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定障がい児入所施設を除く。）また、届け出た事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について届け出ているか。</p> <p>① 施設の名称、主たる施設の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>② 法令遵守責任者の氏名及び生年月日</p> <p>③ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（(1)イウの事業者に限る。）</p> <p>④ 業務執行の状況の監査の方法の概要（(1)ウの事業者に限る。）</p>	<p>法第24条の13 規則第25条の22</p> <p>児福法第24条の11第3項 児福法第24条の19の2準用（第21条の5の26第1項） 児福法施行令第27条の12 児福法施行規則第25条の23</p> <p>児福法第24条の19の2準用（第21条の5の26第2項及び第3項） 児福法施行令第27条の12 児福法施行規則第25条の23の2</p>	<p>備考</p>

第4 利用者預り金の状況

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考
<p>第4 利用者預り金の状況</p> <p>1 利用者預り金</p> <p>2 利用者小口現金（利用者小口現金がある場合。）</p>	<p>(1) 預り金保管依頼書（契約書）があるか。</p> <p>(2) 預り金台帳等は作成されているか。</p> <p>(3) 預り金が利用者別の個人通帳になっているか。</p> <p>(4) 通帳保管者、印鑑保管者がそれぞれ別に定められ、その保管は適切な設備により場所も別々にされているか。</p> <p>(5) 預り金の払出に当たって、複数職員の立会のもとに授受がなされているか。</p> <p>(6) 入所者からの受領印をとっているか。</p> <p>(7) 預り金のうち、現金預り分が長期にわたり、多額になっていないか。</p> <p>(8) 預り金の処理状況について施設長が定期的に確認しているか。</p> <p>(9) 預り金の収支状況を定期的に利用者又は家族等に知らせているか。</p> <p>(10) 利用者から出納管理に係る費用を徴収する場合に、その積算根拠を明確にし、適切な額を定めているか。 預り金の額に対し、月当たり一定割合とすることは認められない。</p> <p>(1) 管理体制を確立しているか。</p> <p>(2) 収支状況について、定期的に利用者又は家族等に知らせているか。</p> <p>(3) 利用者小口現金出納簿はあるか。</p> <p>(4) 台帳は責任者が定期的に確認しているか。</p>	<p>日常生活費通知3</p> <p>日常生活費通知3</p> <p>日常生活費通知3</p> <p>日常生活費通知3</p>	

第5 遺留金品等の状況 第6 就学の状況

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考
<p>第5 遺留金品等の状況</p> <p>1 遺留金品</p>	<p>1 遺留金品の状況を正確に把握しているか。</p> <p>2 実施機関に状況報告をしているか。</p> <p>3 実施機関の指示に基づく処理をしているか。 遺留金品の受領書を相続人から徴するとともに、これを実施機関に送付していること。 預り金台帳、受領書の内容に整合性があること。</p> <p>4 処理状況は明確になっているか。（ケース記録等により確認する。）</p>		
<p>第6 就学の状況</p> <p>1 学齢児の就学状況</p>	<p>1 入所中の児童を就学させているか。</p> <p>2 就学児所属学校との定期的連絡はあるか。</p> <p>3 通学における安全対策を確保しているか。</p>	<p>児童福祉法48</p> <p>児最低基準71、78、82、88</p>	

~~第7 障がい児入所給付費の算定及び取扱い~~

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令等	備考
<p>第7 障がい児入所給付費の算定及び取扱い</p>			
<p>1 基本事項</p>	<p>(1) 指定入所支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第123号の別表「障がい児入所給付費等単位数表」の第1の1（注5から注7までを除く。）、2及び4から11までにより算定する単位数に、平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第1の1（注5から注7までに限る。）及び3により算定する単位数に10円を乗じて得た額を加えた額を算定しているか。</p> <p>(2) (1)の規定により、指定入所支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>平24厚労告123の一 平成24年3月14日厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」</p> <p>平24厚労告123の二</p>	
<p>2 福祉型障がい児入所施設給付費</p>	<p>(1) 指定福祉型障がい児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、障がい児の障がい種別及び入所定員に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。また、地方公共団体が設置する指定福祉型障がい児入所支援の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数で算定しているか。</p> <p>(2) 福祉型障がい児入所施設給付費（平24厚労告123別表第1の1のイからホ）については、次の①又は②のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>① 障がい児の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合</p> <p>② 指定入所支援の提供に当たって、入所支援計画が作成されていない場合 ア 作成されていない期間が3月未満の場合：100分の70</p> <p>(3) 指定福祉型障がい児入所施設において、第4の35(2)又は(3)に規定する基準を満たしていない場合、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。</p>	<p>平24厚労告123 別表第1の1の注1</p> <p>平24厚労告123 別表第1の1の注2 平成24年3月30日厚生労働省告示第271号「厚生労働大臣が定める障がい児の数の基準、従業員の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合」四 障発033016通知 第二1(7)</p> <p>平24厚労告123 別表第1の1の注3 障発033016通知 第二1(9)</p>	
<p>3 加算について</p>	<p>(1) 加算を算定する場合、規定された単位数を所定単位数に適正に加算しているか。</p> <p>(2) 加算を算定する場合、加算の要件を満たしているか。</p>	<p>平24厚労告123 別表第1の1の注4から別表第1の11まで</p> <p>障発033016通知 第三(1)②から第三(1)⑩まで</p>	